

甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年7月22日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	秋山照雄君
	若尾彰子君		保坂康君
	谷口和男君		山本英俊君

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議長	赤澤厚君		加藤敬徳君
----	------	--	-------

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	長田裕二君	福祉部長	飯沼秀司君
子育て健康部長	戸澤文香君	保険課長	堤貞治君
福祉課長	箭本太君	健康増進課長	瀧波秀彰君
国民健康 保険税係長	小林久美君	国民健康保険 給付係長	村越恵君
福祉総務係長	藤田陽子君	健康企画係長	赤松圭君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山田洋	書記	長田大地
--------	-----	----	------

内容

- 1 令和4年度甲斐市国民健康保険税本算定について（保険課）
- 2 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付について（福祉課）

- 3 ヒトパピローマウイルスワクチンの任意接種に対する償還払いについて（健康増進課）
- 4 その他

開会 午前 9時23分

○書記（長田大地君） ご参集大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めておはようございます。

ご参集大変お疲れさまです。

私のほうから、冒頭、新型コロナウイルスが全国で18万人ですか、県内でも1,000人を超えるなんていうことで、そういった中、昨日、保坂市長も市民に対してメッセージを送られていましたけれども、私たち議員も、また当局もしっかり感染には気をつけてしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めてまいりたいと思います。

○委員長（金丸幸司君） それでは、これより次第の3、内容に入ります。

初めに、（1）令和4年度甲斐市国民健康保険税本算定について、担当より説明を求めます。

堤保険課長。

○保険課長（堤 貞治君） おはようございます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

保険課から令和4年度甲斐市国民健康保険税本算定について、ご説明いたします。

まず、1の国民健康保険税率につきましては、令和4年2月定例市議会におきまして甲斐市国民健康保険税条例の一部改正を行い、税率の引下げを行いました。税率改定の内容につきましては、表一番上の医療保険分の所得割6.10%は、昨年度の6.70%から0.6%の引下げ、2つ右へ行っていただき、平等割1万8,100円は、昨年度の2万2,600円から4,500円引き下

げたものでございます。

次に、2、国民健康保険税額（現年）につきましては、表1の税率で算定いたしました令和4年度の国民健康保険税額本算定時の調定額と収入見込額でございます。太字で記載しております下から2段目の本算定合計の調定額は13億3,663万4,000円に対しまして、目標収納率94.65%を乗じた収入見込額は12億6,512万4,000円となります。この収入見込額とその下の予算額合計の収入見込額、こちらは令和4年度当初予算額であります12億8,700万円を比較いたしますと、2,187万6,000円下回っておりますが、今後も収納率向上に努め、不足額が生じた場合につきましては、国民健康保険財政調整基金を活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、3の算定状況につきましては、まず、(1)世帯数・被保険者数状況であります。令和4年度本算定時が9,796世帯、被保険者数が1万5,157人、令和3年度と比較しますと、ともに減少しております。国民健康保険の被保険者数につきましては、全国的に社会保険の加入適用拡大や75歳年齢到達による高齢者医療制度への移行などにより減少傾向にありますが、ここ一、二年ほどはコロナの影響によりその減少幅は少なくなっている状況でございます。

次に、(2)調定額の状況につきましては、令和4年度の1世帯当たり調定額は13万6,446円、1人当たり調定額は8万8,185円、令和3年度と比較しますと、ともに減額しております。

次に、(3)国民健康保険税の軽減につきましては、低所得者に対し保険税の軽減を行っており、軽減世帯数は、医療保険分と後期高齢者支援金分で5,421世帯、介護保険分につきましては1,989世帯であります。対前年度比較では、医療保険分と後期高齢者支援金分は90世帯の増加、介護保険分は42世帯増加しております。その下の未就学児につきましては、こちらも令和4年2月定例市議会におきまして甲斐市国民健康保険税条例の一部改正を行い、本年度から未就学児に係る均等割保険税の5割軽減措置を行ったもので、対象者は346人、計減額は、医療保険分551万6,100円、後期高齢者支援金分188万4,100円であります。

なお、参考ですが、軽減世帯5,421世帯は全世帯数9,796世帯に対しまして55.3%となっております。軽減世帯の割合が多くなっております。

次に、(4)国民健康保険税の限度額超過につきましては、ある一定以上の所得がある場合、限度額までしか課税されない制度であり、今年5月の臨時市議会において国民健康保険税条例の一部改正を行い、医療保険分を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を19万

円から20万円にそれぞれ課税限度額を引上げを行いました。その結果、介護保険分17万円を合わせた課税限度額の合計は102万円であります。今回、限度額を超えた世帯数は、医療保険分が105世帯、後期高齢者支援金分が127世帯、介護保険分が61世帯であります。限度額超過額の合計につきましては、医療保険分8,466万2,304円、後期高齢者支援金分3,194万456円、介護保険分1,791万881円であります。

1枚めくっていただき、2ページをお願いいたします。

4、参考資料、令和4年度所得階層別世帯内訳につきましては、国民健康保険税は世帯課税であり、所得階層をゼロ円世帯から800万円を超える世帯に分類し、所得階層別の世帯数と割合を示した表であります。

一番割合の多い所得階層世帯はゼロ円2,131世帯で、21.8%となっており、100万円以下までで4,754世帯、累計割合として48.5%と、約半数を占めております。

また、下段の表は所得階層別世帯をグラフにしたもので、世帯数が棒グラフ、割合を折れ線グラフで示したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。質疑は委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり、会派の割当人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 1ページの国民健康保険税の軽減ということで、軽減世帯数合計が5,421世帯で55.3%ということと言われたので、参考資料でいくと、100万円以下が48.5%ということなんですけれども、軽減の基準というのはどういう基準になっているのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 小林国民健康保険税係長。

○国民健康保険税係長（小林久美君） お答えします。

軽減の基準につきましては、世帯の被保険者の数や所得の状況によって額が変わってくるんですが、こちらの合計の世帯数につきましては7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯の合計となっております。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 軽減世帯が違うんですけども、この参考資料で何万円以下とかそういうのは分かりますか。

○委員長（金丸幸司君） 答弁できますか。

小林係長。

○国民健康保険税係長（小林久美君） 世帯の被保険者の人数によって軽減判定所得は変わってくるので、一概に幾らか、100万円以下であれば7割軽減世帯とは言えないんですが、例えば、被保険者の数がお二人で給与所得の方がお一人とかの世帯であれば、7割軽減世帯に該当するのは所得43万円以下になります。5割軽減世帯に対応するのが100万円以下になります。その加入者の数、世帯の中で被保険者の加入者の数と給与所得者の数によって軽減判定基準額が変わってきますので、そのような形になります。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 大体分かったんですけども、100万円以上でも加入者の数が仮に多ければ軽減世帯に含まれることもあるわけですね。

○委員長（金丸幸司君） 小林係長。

○国民健康保険税係長（小林久美君） そのとおりでございます。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、令和4年度甲斐市国民健康保険税本算定についてを終了いたします。

続いて、保険課関係のその他を行います。

委員より保険課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で、保険課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、（2）令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給について、担当より説明を求めます。

箭本福祉課長。

○福祉課長（箭本 太君） それでは、福祉課より令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給について、ご説明をさせていただきます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、1の経緯に記載のとおり、令和3年度においてコロナ克服・新時代のための経済対策により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方を支えるため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を1世帯当たり10万円支給いたしました。

今般、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策、令和4年4月26日閣議決定におきまして、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより給付金を受給できていない世帯に対して、令和4年度課税状況を活用して給付金を支給することとなりました。

今回対象となる世帯は、①の令和3年度住民税均等割について世帯全員が非課税である世帯、②の令和4年度住民税均等割について世帯全員が非課税である世帯、ただし、令和3年度に受給した方は対象外となります。また、③として、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、世帯全員が②の世帯と同様の事情があると認められる家計急変世帯も対象と

なります。

給付額につきましては、昨年度と同様に1世帯当たり10万円で、財源は全額国庫負担金となります。

なお、支給する給付金の財源は令和3年度からの繰越予算で対応いたします。

給付対象世帯につきましては、令和3年度住民税非課税世帯が、本年6月末までの実績で5,963世帯となっており、令和4年度に新たに非課税等になり対象となる世帯を1,600世帯ほど見込み、この事業開始からの給付見込総数を7,563世帯、約7,600世帯程度と想定をしております。

次に、申請方法でございますが、①、②の住民税非課税世帯につきましては、課税情報を基に抽出をいたしました対象世帯に対して振込口座や支給額などを記載した確認書というものをプッシュ型にて送付をいたします。また、③の家計急変世帯につきましては、市への申請書提出が必要となるため、随時受付を行ってまいります。

なお、申請期限は、国におきましては原則9月末を期限とするよう示しておりますけれども、市町村の実情に応じて変更することを可能としておりますので、本市におきましては1か月延長させていただきまして、10月31日までといたしました。

給付金の給付方法は、原則、指定口座への振込となりますけれども、口座振込が困難な場合につきましては現金給付も可能となります。

本事業の周知につきましては、昨年度同様に市の広報誌及びホームページにて周知をしております。

なお、現在、今年度新たに対象となる世帯の抽出作業を進めておりまして、今月中、できれば来週中には確認書が対象者のお手元に届くように発送をしたいというふうに考えております。

以上が、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係る説明となります。よろしくお願いいたします。

なお、お手元にA4一枚の住民税非課税判定基準という資料をお配りをさせていただいておりますけれども、こちらが住民税が非課税になる基準の表になっております。真ん中に均等割の非課税の表がございますけれども、例えば、扶養なし、お一人の世帯の方で給与収入が93万円、金額で7万7,500円に満たない方につきましては、均等割が非課税になるというふうな形の表になっております。ご参考までにまたこちらのほうも目を通していただければと思います。

また、市民の方々からこの内容についてお問合せがありましたら、こちらの資料を参考に
していただければありがたいと思います。

なお、一番下に計算式という部分がございますけれども、こちらの計算式につきましては、
あくまでも給与収入の算定をする場合の計算式になっておりますので、よろしくお願
いいたします。

以上でございます。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 対象世帯にはプッシュ型で送っていただけるということなんですけれども、
ちょっと相談受けたところで、令和3年度で世帯として給付金を受け取られているん
ですけれども、その後、世帯主が特別養護老人ホームに入って、世帯分離をすぐしちゃったん
ですよ。その場合なんか、その配偶者の、奥さんのほうですか、そちらのほうはほとんど収
入がないんですけれども、もう1回もらっているからそれは受け取れないということなんで
しょうか。

○委員長（金丸幸司君） 箭本課長。

○福祉課長（箭本 太君） ご質問のとおり、ルール上、受け取れないという形になります。

○委員長（金丸幸司君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 急変世帯についてお伺いしたいんですけれども、急変世帯というのは
大体どれくらいの数になると見込んでいますか。

○委員長（金丸幸司君） 箭本課長。

○福祉課長（箭本 太君） 具体的な数字はちょっと読めないんですけれども、ご参考までに、
令和3年度の実績で26世帯が家計急変で申請をしております。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 続けてすみません。

令和4年度の非課税世帯見込みですけれども、1,600世帯というふうになってはいますが、

令和3年度のこの給付金事業も対象者非課税世帯にはプッシュ型で確認書を通知しているのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 箭本課長。

○福祉課長（箭本 太君） ご質問のとおりでございます。

○委員長（金丸幸司君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） ということは、令和4年度の非課税世帯というのは、新たに非課税になってしまった世帯が1,600世帯増加しているという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 箭本課長。

○福祉課長（箭本 太君） ご質問のとおりでございます。令和4年度、いわゆる令和3年中の所得に対しまして、令和4年度課税になりますけれども、税務課の課税情報等を確認させていただきまして、おおむね1,600ぐらいが新たに非課税世帯になるというふうになっております。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） ちょっと確認したいんですけども、令和3年度に受給した方は除くということなんですけれども、一応、今回は非課税世帯に臨時給付金を支給しますというような発表するかと思うんですけども、そうすると、例えばそういった方が、1回もらった方もまたもらえるんじゃないかというような、ちょっと誤解をされるんじゃないかと思うんですけども、その辺の周知の仕方というのは何か考えていますか。

○委員長（金丸幸司君） 箭本課長。

○福祉課長（箭本 太君） この件につきましては、もう既に市のホームページのほうには掲載をさせていただいております。その中に、ちょっと分かりやすいように赤い字で表記をさせていただきまして、令和3年度に受給をされた方は除き、対象外になりますというような表記をさせていただいております。

ですけれども、今、質問いただきましたように、3年度に受給をされた世帯の方も4年度ももらえますかというお問合せは現実にありますけれども、それは電話で内容のほうは説明を

させていただいて対応させていただいています。

○委員長（金丸幸司君） その他質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給についてを終了いたします。

続いて、福祉課関係のその他を行います。

委員より福祉課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ、以上で、福祉課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時50分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、（3）ヒトパピローマウイルスワクチンの任意接種に対する償還払いについて、担当より説明を求めます。

瀧波健康増進課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） よろしくお願ひします。

健康増進課よりヒトパピローマウイルスワクチンの任意接種に対する償還払いについて説明をさせていただきます。

資料は4ページになります。よろしくお願ひします。

まず最初に、経緯ですが、子宮頸がんの発症原因とされるヒトパピローマウイルスの感染予防ワクチンについては、接種後の副反応等により平成25年6月から積極的接種が差し控えられておりましたが、昨年11月に国の専門家会議において、安全性に特段の懸念がなく、ワクチンの有効性が副反応のリスクを上回ると認められましたので、本年4月から積極的な接種勧奨が再開されたところであり、これに伴いまして、平成25年から令和4年3月

までの間に自発的に実費でワクチンを接種された方の経済的負担軽減のために自己負担額を償還する制度を創設するよう国から技術的助言がありました。

これを受けまして、本市では自己負担額の償還制度を創出し、償還払いを実施することといたしました。

なお、償還により生じる地方負担については地方交付税措置が講じられることとなっております。

資料の表をご覧ください。

こちらは、参考としまして、ヒトパピローマウイルスワクチンの接種に係る費用及び定期接種についての内容を記載したものです。ワクチンの接種回数は3回です。接種に係る費用は、令和4年度の定期接種における市の単価、こちら1接種当たり1万6,160円となります。

また、その下の表では、定期接種の関係なのですが、定期接種の対象は小学6年生から高校1年生相当の女子、本年4月から実施しているキャッチアップの接種につきましては、特別措置としまして、平成9年4月2日から平成17年4月1日の間に生まれた17歳から25歳の女子を定期接種の対象として、令和7年3月末まで、こちらのキャッチアップ接種を実施することとしております。

大きな2番の償還払いの要綱の制定につきましては、こちらは令和4年4月以前の積極的接種が差し控えられていた間に任意接種として実費でワクチンを受けた方に対して、その接種費用を償還払いするために必要な実施要綱を制定しなければなりませんので、その要綱に関するものです。

要綱の名称は、甲斐市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱。

事業の対象者は、記載のとおり、平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子で、令和4年4月1日時点で市に住民登録がある方。合計3回の接種のうち、定期接種を逃して1部または全部が未完了の方を対象とし、今回のキャッチアップ接種の適用分については償還払いの対象から除くものとします。

補足ですが、対象ワクチンは定期接種に現在指定されている2価ワクチン、4価ワクチンの2種類となります。

償還額は、医療機関に支払った実費としまして、交通費、宿泊費、接種証明書等の事務手数料は除くものといたします。また、領収書等や実費や接種回数を証明できない場合は、申請年度における市の定期接種の基準単価を上限として償還するものといたします。

申請の期限は令和7年3月31日、運用開始は令和4年10月1日を予定しております。

なお、予算につきましては、9月の定例議会に補正予算案を提出したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 任意接種料金ということで、4価でしたか。こちらのほう単価1万6,160円ということなんですけれども、この任意接種の場合は全額自己負担で接種受けられたということなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 任意接種につきましては全額個人が負担されております。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと関連なんですけれども、安全性が確立されたということなんです、この任意接種の間で重篤な副反応とかそういうのは全国的に一つもないということなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 任意接種の間に重篤な例というのであまり報告は受けていません。ただし、その間にも副反応として腕が腫れた、あと、疲労感、頭痛、腹痛など、そういった痛みがあるというのは事実としてあると思われま。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 例えば、その副反応で治療に要した費用とかそういうのは補償されたりはされないんですか。

○委員長（金丸幸司君） 赤松健康企画係長。

○健康企画係長（赤松 圭君） 任意接種に関わる副反応につきましては、今現在、コロナのワクチン健康被害救済制度ではなくて、別の救済制度があります。そちらが医薬品副作用被害救済制度というものがございまして、こちらは独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度になっておりまして、その対象となっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

ほかに。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと、それで今後無償でできるということなんですけれども、9価とかいうのは対象じゃないんですか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 9価ワクチンについては、まだ国のほうで任意接種の位置づけになっております。その任意接種が定期接種になれば、公費の負担という枠に入るかと思われませんが、現在のところ9価のワクチンについては任意接種という位置づけですので、公費の負担はないということになります。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

その他、質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） すみません。その任意接種についてなんですけれども、確かヒトパピローマウイルスワクチンについては、平成25年に積極的勧奨が差し控えられたんですけれども、ワクチン自体は定期接種のままだったと記憶しています。その間、積極的接種差し控えられていた間も公費の負担はなかったのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 平成25年6月以降、積極的接種は差し控えになっていたんですが、その中でもやはり接種される方はいらっしゃるしまして、それは定期接種の中に位置づけられておりますので、公費で負担をしておりました。

○委員長（金丸幸司君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） ということは、自費で接種するというのはどういう状況の方を想定していらっしゃるのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） この接種期間が定期接種には決められておまして、小学6年から高校1年生までなんですけど、その接種機会を逃した後に実費で打たれている方もいらっしゃるということで、そちらの方々を、任意接種で実費払いされている方を今回救済するというような考えでおります。

○委員長（金丸幸司君） よろしいでしょうか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

もう一つお願いします。償還払いの要綱のところなんですけれども、領収書等で証明できない場合とありますが、領収書がなくても、例えば自己申告などで償還払いを受け付けてもらえるということでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 9年間間が空いておりますので、その間に領収書紛失等が考えられます。そういう方につきましては、別途、接種した医療機関で接種回数や接種したワクチンの種類等を記載していただいて、それを証明としまして接種の証明が確認できれば、申請年度における市の定期接種の基準単価をお支払いするというものになります。

○委員長（金丸幸司君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） すみません。

じゃ、接種した医療機関でその証明を市民の方が取り寄せて、それを市に提出するという認識でいいでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 要綱の中に定めた様式をつくりますので、それも適宜医療機関へ提出していただいて、証明を受けていただくというような形を考えております。

○委員長（金丸幸司君） よろしいでしょうか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） すみません。もう一つお願いします。

令和4年4月1日時点で市に住民登録がある方を対象とされていますので、あまり数は多くないかもしれませんが、市外、県外で接種したという方も4月1日時点甲斐市民であれば対象となるということでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 住所要件にしましては、4月1日の住民登録を考えておりますので、その方が市外等で接種されていた場合も対象としたいと考えております。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） こちらの事業ですけれども、大体対象人数はどのくらいを想定されていますか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） なかなか対象人数を絞ることは難しいんですけれども、任意接種のときに接種を意欲的に受けられた方で、その期間に、積極的な接種が差し控えられていた期間に1回目の接種を実施されていた方が実は30人いらっしゃって、2回目の接種まで接種した方が62人いらっしゃいましたので、これらの方々には自費でその後接種を受けていらっしゃる可能性が高いとしまして、人数にカウントしました。既に自費で接種を考えているということで市のほうへお問合せをいただいた方が6人ほどいます。そこから推計しまして、過去9年間に自費で接種した方が約40名程度いるのではないかと推計しまして、全てを総合しますと約138人程度を接種された方と想定しております。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、ヒトパピローマウイルスワクチンの任意接種に対する償還払いについてを終了いたします。

続いて、（4）その他を行います。

健康増進課から報告をお願いいたします。

瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） よろしく申し上げます。

こちら口頭での説明、報告になります。

新型コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付についてでございます。

新型コロナワクチンの接種証明書は、市町村での窓口交付のほかに、令和3年末に専用アプリのリリースによりデジタル化が図られましたが、厚生労働省及びデジタル庁はさらに接種証明書を取得する手段を増やして利便性を向上させるため、コンビニ交付の環境整備を進めております。

それで、令和4年度は国が一括してシステム改修を行い、導入経費及び運用経費について

も国が全額負担することとなっています。

また、令和4年度中は証明発行料は自治体が徴収を行わず、申請者がコンビニ店舗に実費として120円を直接支払う方式を進めているため、各自治体での例規整備や予算措置等は全く不要になっております。

令和5年度以降については、例規整備や経費負担が発生する予定となっておりますが、令和4年度につきましては全く負担がございません。これにつきまして、コンビニ交付の効果や利点が高いと判断されますので、また、マイナンバーカードの普及促進にも寄与すると考えられることから、本市において、本年度においては国が推奨する新型コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付に参加することといたしました。これをご報告するものです。

実際の実施予定は7月下旬となっておりますが、まだ詳しいところの運用には今日現在では至っていないところです。

なお、来年度以降の参加につきましては、令和4年度の実績を踏まえた中で検討する余地があることから、制度の浸透や国の動向、県内他市の状況を注視しながら改めて判断したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上になります。

○委員長（金丸幸司君） 報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

次に、傍聴議員の質疑を許します。

〔「傍聴ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、議員の質疑を終了いたします。

次に、委員より健康増進課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 新型コロナワクチンがいろんなところで聞いていて、私が聞いた中でも特養でかなり深刻な事態になって、それは甲府市なのでここには関係ないんですけども、ワクチンの検査、これは今どのような方を対象に検査できるようになっているんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 所管が違うけれども大丈夫ですか。

赤松健康企画係長。

○健康企画係長（赤松 圭君） PCR検査につきましては、行政検査ということで保健所のほうで指示がございます。

あと、抗原定性検査等につきましては、今、山梨県のほうで感染の不安がある方を対象に8月31日までに県内の指定薬局のほうで122の薬局の中で無料で受けられるような状態になっております。ただ、感染の急増に伴いまして、やはり希望者が多くて検査キットの流通がちょっと滞っている状態というふうに聞いております。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと、サンロード調剤でしたか、そこがなっているということで1回聞いたんですけども、甲斐市内のその薬局、122のうち、あとどこがあるか教えていただけますか。

○委員長（金丸幸司君） 赤松係長。

○健康企画係長（赤松 圭君） 10の薬局がありまして、名称でよろしいでしょうか。

○委員（谷口和男君） 名称で。

○健康企画係長（赤松 圭君） 名称で。

申し訳ありません。ちょっと資料が手持ちがございませんので。

○委員長（金丸幸司君） 後ほどでよろしいですか。

○委員（谷口和男君） はい。

○委員長（金丸幸司君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で、健康増進課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員が退室いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○委員長（金丸幸司君） 引き続き会議を再開いたします。

次に、次第の4、その他に入ります。

視察研修について、事務局より説明をお願いいたします。

長田書記。

○書記（長田大地君） お疲れさまです。

前回の委員会の際に各委員に視察研修の視察先を検討をお願いしたところ、若尾委員から別添資料のとおり子育て支援に関する施設の研修について提案がございました。つきましては、別添資料のとおり子育て支援に関する施設でよろしいか、また、時期についてご協議いただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

別紙資料のとおり子育て支援に関する施設について提案がありましたが、委員より意見等がありましたらお願いいたします。

意見ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 子育て支援の施設に行くのは非常にいいことだと思うので賛成するんですけども、この状況なので、時期についてはちょっと近日は控えたいなというふうに。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

同じですか。

なければ、研修内容は子育て支援に関する施設についてよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

それでは、そのようにいたします。

なお、視察場所については事務局一任でよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） それでは、そのようにいたします。

先ほど谷口委員が言われたように、この時期についてでありますけれども、やはりコロナの状況が感染拡大があるということで、一応9月定例会終了後の10月中旬から11月中旬頃に実施をしたいと考えております。いずれにしましてもコロナの状況を見ながらでありますけれども、一応、時期的にはこの期間で行えたらなというふうに思います。

それでは、そのようにいたしますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） 以上で、視察研修についてを終了いたします。

次に、委員より常任委員会関係でその他何かありましたらお願いいたします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） 事務局よりありますか。

〔「特にございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時13分